

佐伯市建設工事等電子閲覧試行実施要領による電子閲覧について（お知らせ）

1. 目的

電子閲覧とは、佐伯市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務について、入札執行における入札参加者の見積参考資料（いわゆる設計図書）を、従来の紙での閲覧方式ではなく、電子データによる提供を行い、入札参加者の移動コストの縮減等を目的とします。

2. 電子閲覧の対象と実施範囲

対象範囲

- 1 設計金額が130万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事
- 2 設計金額が50万円を超える一般競争入札又は指名競争入札に付する測量、地質調査、建設コンサルタント業務及び補償コンサルタント業務

実施範囲

当面は一般競争入札を対象としますが、設計金額、工事場所及び工事種別や格付けの等級等によって指名競争入札へ範囲を拡大します。

ただし、建築一式工事、建築一式工事に伴う電気工事、管工事及び建築物の解体に係るとび・土工・コンクリート工事は電子閲覧の対象としません。

3. 電子データの作成

電子閲覧に供するための電子データは、電子閲覧の対象となる建設工事等に係る設計図書等のすべてについて、工事担当課においてPDFファイル形式で作成します。

4. 電子データの作成者

電子データは、建設工事等の案件を設計する工事担当課が作成します。
また、PPIへの添付は、佐伯市役所財務部工事検査課が行います。

5. 電子閲覧の実施方法

一般競争入札については、大分県共同利用型電子入札システムの入札情報システム（PPI）の発注機関が佐伯市で、建設工事等を入札公告している場所に添付ファイルとして掲示します。

指名競争入札の場合は、PPIの発注機関が佐伯市で、指名結果を公表している場所に添付書類として掲示します。

ただし、電子データと入札公告又は指名結果表に添付する書類との合計が50メガバイトを超えるときは、電子閲覧を取止め、従来どおりの紙による閲覧のほか、電子媒体の貸出しを行うことができるものとします。※場合によっては、電子媒体の貸出しができません。

また、ネットワークの障害等により電子閲覧ができない入札参加者に、設計図書等の閲覧ができるようにするため、従来どおりの紙による閲覧用設計図書を準備します。

お問い合わせ

佐伯市役所財務部工事検査課

庶務係

電話 0972-22-3487

FAX 0972-22-3124